**―１０・２３通達発出から１6年にあたって―**

**「学校に自由と人権を！１０・２0集会」アピール**

東京都教育委員会（都教委）が卒業式・入学式などで「日の丸・君が代」を強制する10・23通達（2003年）を発出してから16年たちました。これまで「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏等を理由に延べ483名もの教職員が処分されています。10・23通達と前代未聞の大量処分は、東京の異常な教育行政の象徴です。

安倍政権は、学習指導要領改悪による小中学校の「道徳」の教科化、高校の科目「公共」の創設、教育勅語の教材化容認等、教育の政治支配と愛国心教育による「お国のために命を投げ出す」子どもづくりの道を突き進んでいます。

小池都政は、命令と処分の権力的教育行政を継承し、卒業式で不起立を理由とした処分を強行し、更に都立看護専門学校や首都大学東京にも「日の丸・君が代」強制を拡大しようとしています。格差と貧困などの厳しい環境の中で困難を抱える生徒を支える教育行政の本来の任務をなおざりにしています。

安倍政権は、秘密保護法、安保法制＝戦争法、共謀罪などを強行成立させ、憲法９条改悪を企んでいます。私たちは「戦争する国」を許さず「子どもたちを戦場に送らない」ために、闘いを広げ、安倍９条改憲を阻止しましょう。

最高裁判決は、職務命令は思想・良心の自由を「間接的に制約」するが「違憲とはいえない」として戒告処分を容認する一方、減給処分・停職処分を取り消し、機械的な累積加重処分に歯止めをかけました。

一連の最高裁判決とその後の確定した東京地裁・東京高裁の判決により、１０・２３通達関連裁判の処分取り消しの総数は、76件・65名にのぼります。東京「君が代」裁判四次訴訟では、最高裁は都教委の上告受理申立を受理せず、不起立4回目・5回目に対する減給処分を取り消しました。

しかし重大な逆流も生まれています。再雇用拒否撤回第二次訴訟は、東京都の再雇用拒否を違法として一審・二審で勝訴したにもかかわらず、最高裁は東京高裁判決を破棄し、逆転敗訴の不当判決を出しました。東京「再雇用拒否」第三次訴訟は高裁で敗訴し、最高裁が上告を棄却しました。河原井さん根津さん08年停職処分取消訴訟の地裁・高裁判決及び09年処分取消訴訟の地裁判決は、これまでの最高裁判決から後退する不当なものでした。

これまで都教委は、違法な処分をしたことを反省し謝罪するどころか、減給処分を取り消された１8名の現職の都立学校教員を再処分（戒告処分）するという暴挙を行いました。また、2013年3月の卒業式以降、最高裁判決に反し、不起立4回以上の特別支援学校、都立高校の教職員を減給処分にしています。また、被処分者に対する「再発防止研修」を質量ともに強化し、抵抗を根絶やしにしようとしています。

被処分者・原告らは、16年間、都教委の攻撃に屈せず、東京の学校に憲法・人権・民主主義・教育の自由をよみがえらせるために、法廷内外で、学校現場で、粘り強く闘いを継続しています。多数の市民、教職員、卒業生、保護者がともに闘っています。

本日、１０・２３通達関連訴訟団・元訴訟団が大同団結し、「日の丸・君が代」強制に反対し、「憲法を変えさせず、誰も戦場に送らせない」運動を広げるために、「学校に自由と人権を！１０・２０集会」を開催しました。

集会に参加した私たちは、広範な教職員、保護者、労働者、市民の皆さんに「日の丸・君が代」強制と都教委の教育破壊を許さず、共に手を携えて闘うことを呼びかけます。**何よりも「子どもたちを再び戦場に送らない」ために！**

２０１９年１０月２０日

**「学校に自由と人権を！１０・２０集会」参加者一同**